

社会福祉法人都島友の会 比嘉正子地域貢献事業研修センター

貸会議室をご利用される皆様へ（貸会議室利用規約）

当センター貸会議室のご利用につきましては、以下の注意事項を順守の上、適正にご利用いただきますようよろしくお願いします。

1) 初めてご利用される方

初めてご利用になる場合は、「利用申込書」に必要事項をご記入の上提出してください。

2) 利用目的の制限

当センター貸会議室の利用目的は、会議・研修・パーティー等、地域貢献目的に該当するものに限りさせていただきます。なお、貸会議室を次の目的で利用することや他者へ転貸することはできません。

- ① 個々の利益にかかわる目的(商品説明会、販売等)
- ② 思想宗教または反社会的活動目的
- ③ 公序良俗に反する内容であると当センターが判断した目的

以上の場合には、予約の取消もしくは使用期間中においても使用中止の処置をとらせていただきます。またその後の利用をお断りいたします。この場合、利用者に損害が生じる場合であっても当センターは一切の責任を負いません。

3) 利用時間および休館日

平日：10:00～18:00(会議準備や後片付けにかかる時間も含まれます)

※会議等は 21:00 まで、パーティーは 20:30 まで延長は可能です。ただし、翌日の会議の都合上延長できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

休館日：土曜・日曜・祝祭日・年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)および比嘉正子地域貢献事業研修センター事務局(以下、事務局という)が指定する日。

4) 利用手続

- ① 利用をご希望の方は、必ず事前に電話にて利用希望日の空き状況をご確認の上、ご予約ください。ご予約後、利用申込書(以下、申込書という)に必要事項をご記入の上、事務局に提出してください。備品などの詳細は後日で結構です。
- ② 申し込みの受付は、利用日の 3 か月前より開始いたします。利用日が集中した場合は、抽選等の方法により決定させていただきます。
- ③ 事務局は、提出された申込書の記載内容を確認の上、利用希望者に受付した旨をご連絡いたします。

5) 利用料

- ① 地域の福祉関係諸団体が施設利用の場合は無料とします。
- ② 1 時間 1,500 円(消費税含む) ただし、冷暖房使用の場合は 20%増しとなります。
(マイクやプロジェクター等の設備や看板・生花につきましては別料金となりますので、詳細は事務局へお問い合わせください)
- ③ 利用月の月末締めで、翌月初旬に事務局より利用者宛に請求書をお送りいたしますので、請求書受領月の末日までに当センター指定金融機関までお振込みください。(振込手数料はご負担ください)

振込先口座：りそな銀行都島支店(普通) 0192301
(福) 都島友の会

尚、当センターにご持参いただいても結構です。

6) 利用上の注意

- ① 係員の指示に従ってご利用ください。指示に従わず、他の利用者に迷惑や被害が及ぶと思われるときは施設のご利用を中止させていただきます。
- ② 会議等に必要な物品を持ち込みの際は、ご予約時間内に必ず利用者の責任で搬出入を行ってください。
- ③ 会議室内でのご飲食は他のご利用者の迷惑にならないこと。また、会議室への給茶サービスはできませんのでご了承ください。
- ④ 給湯室及び給湯室備品をご利用の場合は必ず事前にお申し出ください。湯沸しは備え付けの電気ポットを使用し、ご利用になった茶器等は必ず洗浄し、所定の位置に返却してください。
- ⑤ 事務局の了承を得ずに、許可された場所以外に立ち入らないでください。
- ⑥ センター内での喫煙はご遠慮ください
- ⑦ 使用後は現状に復し、後片付けをお願いします。ゴミは必ず 1 階にまとめてお出してください。
- ⑧ 利用希望者または利用者が次のいずれかに該当するときは、当センター貸会議室の利用をお断りします。
 - ・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力(総会屋等、社会運動等標榜グループまたは特殊知能暴力集団等)に属していると認められるとき。

7) 免責、損害賠償等

- ① 貸会議室利用時の盗難、紛失および人的事故等につきましては、当センターでは一切責任を負いませんのでご了承ください。
- ② 天災地変、交通機関の途絶などの不可抗力によって会議室が使用できない場合および禁止行為により使用取消や使用停止が生じた結果による損害についても当センターではその責任は負

いません。

- ③ 貸会議室の利用に伴い、利用者が施設・付属設備等を破損した場合には、損害賠償を請求させていただく場合がございます。

※ その他、詳細は事務局までお問い合わせください。

(電話：06 - 6925 - 1304・FAX：06 - 6921 - 7322・受付時間：10:00～18:00)

附則

この規約は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

比嘉正子地域貢献事業研修センター貸会議室利用基準

● 利用目的

- ① 地域の社会福祉関係団体が開催する会議・研修・パーティー等、地域貢献目的に該当する事業
- ② 一般財団法人比嘉正子記念会館が利用を承認していた事業(当面の間)
- ③ その他社会福祉法人都島友の会理事長が承認した事業

● 利用時間

平日：10:00～18:00

休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始

● 利用料

- ・地域の社会福祉団体が利用する場合は無料
- ・一時間 1,500 円(消費税含む) 冷暖房使用の場合は20%増

● 貸会議室利用規約

別紙の通り

作成 平成 26 年 2 月 20 日